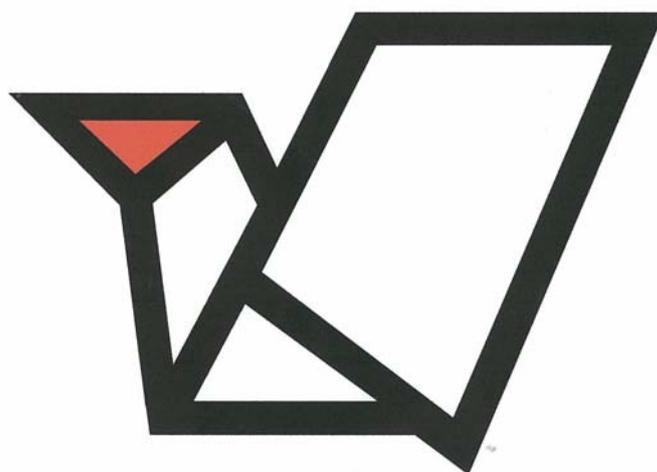


平成26年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会 議会運営委員会



平成26年8月21日

平成 26 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会 議会運営委員会記録

○議題・場所

平成 26 年 8 月 21 日 午後 1 時 45 分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 臨時委員長の指名について
- (2) 傍聴の許可について
- (3) 委員長の選挙について
- (4) 副委員長の選挙について
- (5) 平成 26 年第 2 回定例会の日程について
- (6) その他

休憩後

- (7) 請願・陳情について
- (8) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（6名）

高橋正治	出口正雄
吉沢章子	山田晴義
大野忠之	二見和幸

○欠席委員（2名）

須田毅	石田久良
-----	------

議長 岩崎善幸

○広域連合事務局

事務局長	安藤康恵
総務課担当課長	岩崎均
業務課長	武田伸彦
書記長	能條直幸
書記	岩崎雄二郎
書記	水越茉耶
書記	長田薫

【臨時委員長の指名について】

○書記長(能條 直幸君)

ただいまから、議会運営委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元に配付してあります、議会運営委員会配付資料 1 ページの次第のとおりです。

はじめに議題（１）の、臨時委員長の指名についてでございますが、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席委員中、年長委員でいらっしゃいます山田晴義委員に、臨時委員長をお願いいたします。

それでは山田委員、委員長席へ御着席をお願いいたします。

○臨時委員長(山田 晴義君)

ただいま、御指名を受けました。私が臨時委員長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は 6 名で定足数に達しております。

当委員会に付託されました案件を審査するため、議会運営委員会を開きます。

【傍聴の許可について】

○臨時委員長(山田 晴義君)

まず、議題（２）の傍聴の許可について、お諮りいたします。一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

～ 傍聴者入場 ～

【委員長の選挙について】

○臨時委員長(山田 晴義君)

それでは、議題（３）の「委員長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第 121 条第 5 項の規定により、指名推選とし、私から指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

委員長に大野忠之委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大野忠之委員が委員長に当選されました。

それでは委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま御指名をいただきまして、この広域連合の議会運営委員会の委員長に就任させていただきました 大野忠之でございます。

岩崎議長、鳥羽副議長のお力添えをいただき、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、

どうぞ皆様の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長(山田 晴義君)

ありがとうございました。それでは、委員長と席を交代いたします。

(山田臨時委員長は自席へ、大野委員長は委員長席へ移動)

【副委員長の選挙について】

○委員長(大野 忠之君)

続いて、議題（４）の副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第 121 条第 5 項の規定により指名推選とし、私から指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

副委員長に二見和幸委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました二見和幸委員が副委員長に当選されました。それでは、副委員長席へ御着席願います。

(二見副委員長、副委員長席へ移動)

それでは、副委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○副委員長(二見 和幸君)

ただいま、副委員長に御指名いただきました二見和幸でございます。大野委員長、岩崎議長、鳥羽副議長と協力し、公正で中立な議会運営に取り組んでまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(大野 忠之君)

ありがとうございました。

【委員席の指定】

○委員長(大野 忠之君)

次に、委員席についてですが、ただいま御着席の席を指定させていただきます。

【平成26年第 2 回定例会の日程について】

○委員長(大野 忠之君)

それでは、議題（５）の「平成 26 年第 2 回定例会の日程について」議題といたします。

書記から説明をお願いいたします。

○書記長(能條 直幸君)

失礼ではございますが、着席して御説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

本日の議事日程案について、御説明いたします。お手元の配付資料の 3 ページ、議事日程表案を御覧ください。

すでに、【日程第 1】から【日程第 6】までは、議事が終了しておりますので、説明を省略いたします。

【日程第 7】は「議席の指定」でございます。現在、議場で着席の席を指定させていただきます。

【日程第 8】は「会議録署名議員の指名」でございます。議長より、出口正雄議員と吉岡和江議員を指名していただきます。

【日程第 9】は「会期の決定」でございます。会期は本日 1 日としたいと考えております。

【日程第 10】は「諸般の報告」といたしまして、議長から「平成 26 年 1 月分から平成 26 年 5 月分の、例月現金出納検査の結果」を報告していただきます。

【日程第 11】は、一般質問でございます。一般質問は、花上喜代志議員、白井正子議員、大野忠之議員から質問の通告が出ております。なお、質問の順序は議席番号の順となります。

【日程第 12】は、「平成 26 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、御審議いただくものでございます。本件に対する質疑及び討論の通告はございません。

【日程第 13】は、「平成 25 年度一般会計歳入歳出決算認定」について、御審議いただくものでございます。本件に対しましては、高橋正治議員、白井正子議員から質問の通告、吉岡和江議員から反対討論の通告が出ております。

【日程第 14】は、「平成 25 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について御審議いただくものでございます。本件に対しましては、斉藤達也議員、白井正子議員から質問の通告、吉岡和江議員から反対討論の通告が出ております。

【日程第 15】は、「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、御審議いただくものでございます。

なお、陳情が 1 件提出されておりますので、【日程第 16】で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、御説明いたします。

この後、本委員会を暫時休憩とさせていただき、概ね 5 分後に本会議を再開させていただきます。この本会議の日程につきましては、先程御説明したとおりですが、【日程第 16】の陳情の取扱いにつきましては、会議規則により議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため、【日程第 16】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査していただきます。そして、本委員会において採決の後、「閉会中継続審査の申し出について」協議していただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長報告、討論、採決となりますが、陳情に対しまして、吉岡和江議員から賛成討論の通告が出ております。

陳情の採決が終わりますと、「閉会中継続審査の申し出について」議決をしていただきます。

全ての議事が終わりますと、広域連合長から御挨拶があり、その後閉会となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま説明がありました日程について、何か御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

特になければ、第 2 回定例会の日程につきましては、事務局の説明のとおり進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

【その他について】

○委員長(大野 忠之君)

次に、議題（6）の「その他」について、委員の皆様から何か御発言はございませんか。
ないようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

午後3時20分 再開

【陳情第1号について】

○委員長(大野 忠之君)

現在の出席委員は5名でございます。よって定足数に達しておりますので、これより委員会を再開いたします。

議題（7）の陳情第1号「中所得者の保険料軽減と医療の受療権の保障に向けた陳情」について、議題といたします。

陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

○書記長(能條 直幸君)

陳情第1号、件名は「中所得者の保険料軽減と医療の受療権の保障に向けた陳情」、受理は平成26年8月11日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会事務局長 佐々木 滋さんです。

陳情の要旨は、

1. 次期保険料が引き上げとならないよう、あらゆる手立てを講じていただくこと。
2. 生活保護基準の130%以下を対象とした保険料減免制度を創設していただくこと。
3. 保険料滞納者への差押えや滞納処分は、原則として行わないこと。
4. 国の調整交付金の算定方法について、改善を求めていただくこと。
5. 短期被保険者証の交付にあたり、「特別の事情」を考慮し受療権が侵害されないよう特段の配慮をしていただくこと。
6. なお広域連合議会におかれましては、請願（陳情）者の意見陳述の機会を設けていただくこと。

以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

陳情事項（1）から（5）までについては、事務局見解の説明を求めます。

○事務局長(安藤 康恵君)

陳情第1号に対する当局の見解を申し上げます。

はじめに、陳情事項1の次期保険料についてですが、高齢化の進展に伴う被保険者数や、医療の高度化等による一人当たり医療給付費の伸びなどから、次期においても保険料率の上昇が予想されますが、本広域連合としては、低・中所得者の負担軽減を図るため、保険料率の急激な上昇を抑制する取組が必要であると考えています。

次に、陳情事項2の保険料減免制度の創設についてですが、現在、低所得者等を対象とした保険料軽減制度として、所得に応じた均等割額の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減と、所得割額の5割軽減があります。本広域連合において独自にさらなる軽減措置を行うためには、その財源として県及び市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況下において、県をはじめ全市町村の合意のもと新たな保険料軽減を実施すること及びこれに伴い法定の負担に加えてさらに県及び市町村負担をお願いすることはいずれも困難であると考えております。

次に、陳情事項3の差し押さえや滞納処分についてですが、保険者としては、保険財政の安定運営と加入者間の負担の公平性を確保するために、保険料の収納対策に積極的に取り組むのが、当然の責務であると考えております。保険料徴収業務を行う市町村においては、相当額の資産があるにもかかわらず、特別な事情もなく督促や催告などによっても、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、その生活実態を把握した上で、法令の基準にのっとり、差し押さえ等の滞納処分を行うものと考えています。

次に、陳情事項4の国の調整交付金の算定方法についてですが、国の調整交付金の算定方法については、所得水準の高い大都市部を含む広域連合の被保険者に不利益が生じないよう、必要な措置を講ずることを全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に要望しております。

次に、陳情事項5の短期被保険者証についてですが、短期被保険者証は被保険者間の負担の公平を図ることを目的に、保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やし、保険料の納付につなげるために交付しています。短期被保険者証は、有効期限が6か月間と通常の被保険者証より短いことに違いがあることのみで、受療権を侵害するものではありません。

以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

続いて、陳情事項(6)については、議会事務局見解の説明を求めます。

○書記長(能條 直幸君)

陳情事項6の請願・陳情者の意見陳述の機会については、議会事務局から説明させていただきます。現在のところ議会規則や申し合わせ事項に特段の定めはありませんが、議会事務局としては、請願書または陳情書において十分に意見陳述、趣旨説明がなされていることから、改めて請願者または陳情者が意見陳述を行う機会を設けることは特に必要ないと考えています。

以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま、説明がありました。何か御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質問を終結します。これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終結します。これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(大野 忠之君)

次に、議題(8)の「閉会中継続審査の申し出について」お諮りいたします。

議長に対し、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(大野 忠之君)

最後に、委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその報告書の内容については、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後 3 時 27 分閉会

議会運営委員会委員長 大 野 忠 之